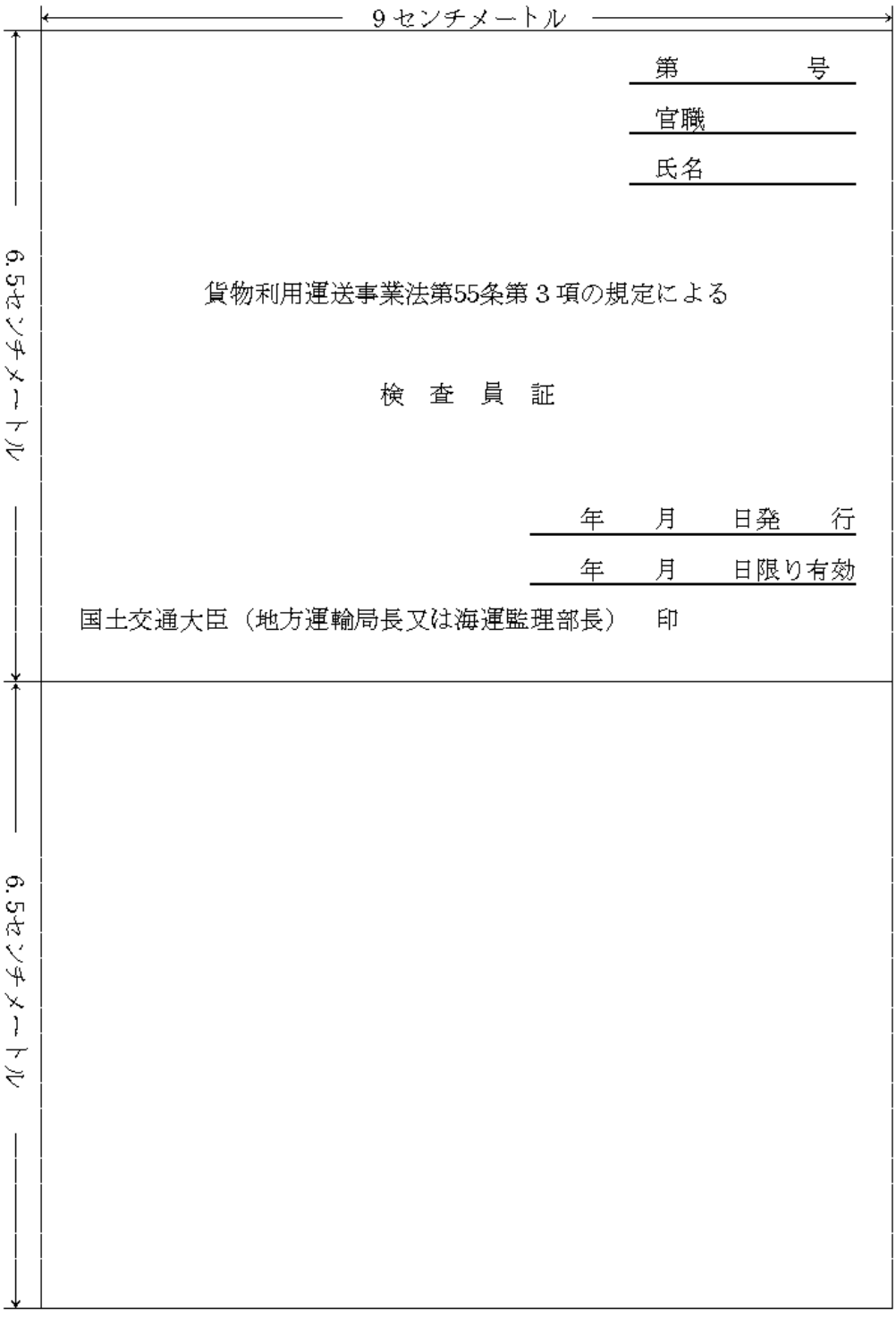
第４号様式（第46条関係）（平12運令39・平15国交令11・一部改正）

（表）



第　　号

官職

氏名

貨物利用運送事業法第55条第３項の規定による

検　査　員　証

年　　月　　日発　　行

年　　月　　日限り有効

国土交通大臣（地方運輸局長又は海運監理部長）　印

（裏）

貨物利用運送事業法抜すい

第55条

2　国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、貨物利用運送事業者の主たる事務所その他の営業所に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4　第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第65条　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

⑸　第55条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

貨物利用運送事業法施行規則抜すい

第47条

2　法第55条に規定する国土交通大臣の権限（次に掲げるものを除く。）は、地方運輸局長も行うことができる。

⑴　航空運送に係る第一種貨物利用運送事業に関するもの

⑵　航空運送に係る第二種貨物利用運送事業に関するもの（貨物の集配に係るものを除く。）